

新潟市森林環境譲与税の活用に向けた基本方針



自 令和6年4月1日
期 間
至 令和11年3月31日

新潟県 新潟市
農林水産部 農林政策課

1 目的

国内においては温室効果ガス排出削減目標の達成や、甚大な自然災害防止など、森林の有する公益的機能の重要性が高まる中、森林の約4割を占める人工林は、長引く木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・不在村化等により、整備が行き届かない状況が続いていることが危惧されています。

このため、国において、適切な森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が平成31年3月に創設されたところです。

本市においては、森林環境譲与税を有効活用するため、地域の特徴や実状に応じた効果的な取組を進め、その取組が広く市民に理解されるよう基本方針を定めます。

2 地域概況

本市は本州日本海側唯一の政令指定都市として、国内外と結ばれた高い拠点性を有するとともに、道路、公共交通などのインフラ、医療機関や商業施設、公園、子育てや福祉関連施設などの生活に直結した施設、各種劇場や映画館、美術館、スポーツスタジアムといった文化・芸術・スポーツ施設が充実するなど、高度な都市機能を有しています。

一方で、森林を有する里山や丘陵、大河や潟といった四季折々の姿を見せる豊かな自然環境に恵まれるとともに、日本一の面積を誇る水田を有しています。

このように、本市は都市部から一足伸ばせば豊かな自然との共生を五感で感じることができ、都会と田舎の良さを併せ持つ、暮らしやすいまちであることが最大の特色です。

3 現状と課題

(1) 森林資源

本市の総面積72,618ヘクタールのうち、森林面積は5,438ヘクタール、林野率は7.5パーセントです。

また、本市は58.6kmの長い海岸線を有しており、この海岸線に沿って帯状に保安林が連なり、その面積は1,086ヘクタールに及びます。そのうちの約63パーセントは飛砂防備保安林となっており、内陸側にある市街地や田畑を季節風による飛砂や風潮害から守る重要な役割を果たしています。

木材生産の基礎となる私有林人工林面積は2,353ヘクタール。そのうち木材生産林は1,646ヘクタールであり、利用期に達している50年生を超えるスギ人工林が9割以上となっています。

(2) 林業の担い手

本市における林業就業者数は54人（令和2年国勢調査）で、森林経営計画に基づく森林施業を行っている林業経営体は現在1者です。また、市内に森林所有者の共同組織である森林組合はありません。

(3) 森林の守り手

市民の憩いの場となっている海岸保安林や里山を守る森林整備ボランティア団体が多数存在していますが、メンバーの高齢化により継続的な活動が危ぶまれています。

(4) 本税の譲与額

本市における森林環境譲与税の譲与額は、森林環境税の徴収が始まる令和6年度から年間約1億4百万円を見込んでいます。

森林の整備に関する施策のほか、森林資源が循環利用される施策などを市民から理解していただけるよう取り組みを進めていく必要があります。

4 取り組み内容

(1) 森林整備の推進

森林が有する温室効果ガスの吸収や災害防止をはじめとする公益的機能の様々な役割の維持・向上を図るため、既存の「森林経営計画制度」と新たな「森林経営管理制度」を一体的に取り組むことで、間伐施業を主体とした森林整備を推進します。

そのため、本市の森林経営計画の未認定森林を対象に、まずは、経営に適した森林と適さない森林を見定め、経営に適した森林については林業経営体への委託による経営管理に誘導するよう、森林経営計画の作成を促すこととします。

一方、経営に適さない森林については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めます。

また、保安林の機能維持・向上に当たっては、松くい虫被害を低減するための予防・駆除対策に取り組むとともに、治山事業を活用し災害防止に努めていきます。

(2) 林業の担い手や森林の守り手の確保・育成

本市の森林資源情報を林業経営体に情報提供するなど、施業しやすい環境を整えることで、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を育成します。

また、森林環境を適正に保全するため、地域住民や森林整備ボランティア団体の活動を支援し、協働しながら整備を進めていきます。

(3) 木材の利用促進

多くの市民が利用する市有施設等の木造・木質化の促進や、民間建築物の木造・木質化の支援を行うことにより、木材にふれる機会を創出し、その良さを体感してもらうことで、木材の地産地消機運の醸成と循環型林業の創出を図ります。

(4) 公益的機能に関する普及啓発

多くの市民から森林の持つ公益的機能や森林整備の必要性などについて理解を深めてもらえるよう普及啓発を図ります。

また、森林の大切さを感じ、理解してもらえるよう、幼児期から木製家具や木製品にふれる体験などを通じた木育活動を推進します。

5 方針の見直し

基本方針は、関係法制の改正や取り組みの進捗状況、情勢変化に応じて、随時見直します。